

制限付一般競争入札を実施するので、青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号）第8条の規定にもとづき、次のとおり公告する。

令和6年5月17日

青梅市長 大勢待 利 明

次の工事は、青梅市制限付一般競争入札実施要領（平成7年1月1日実施）にもとづき制限付一般競争入札に付する工事である。

1 入札に付する事項

青梅市立第二中学校管理・普通教室棟外壁および屋上防水改修工事

(1) 工事場所 東京都青梅市千ヶ瀬町2丁目155番地

(2) 工事概要

以下の校舎棟の外壁および屋上防水改修工事

- ・鉄筋コンクリート造3階建て 管理・普通教室棟
- ・更衣室、シャワー室等附属棟
- ・自転車置場、受水槽、鉄骨階段等の塗装工事

(3) 工期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 東京電子調達における工事の種類 一般塗装

(5) 予定価格 84,640,600円（消費税および地方消費税の額を含む。）

(6) 最低制限価格 設定する。

2 入札参加資格要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービ

ス」という。)への資格審査申請の際に組織形態を「単独(単体)」として登録していること。

(3) 青梅市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に次のいずれかにより登録されている者であること。

ア 青梅市に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者

イ 青梅市を除く多摩地域に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者

(4) 資格者名簿に、本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、電子調達サービスにおける業種37の一般塗装に登録されていること。

(5) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準(平成19年4月1日実施)にもとづく指名停止を受けていないこと。

(6) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年4月1日実施)にもとづく停止措置を受けていないこと。

(7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長(以下「市長」という。)が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にないこと。

(8) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)における「塗装工事」の総合評定値(P)が次のいずれかに該当する者であること。

なお、総合評定値(P)については、一般競争入札参加資格確認申請書の受領日において、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページに反映されている情報(以下「経審情報」という。)にて審査を行う。

ア 青梅市内に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 600点以上

イ 青梅市を除く多摩地域に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 700点以上

(9) 「塗装工事」に関し、建設業法第3条にもとづく一般建設業の許可または特定建設業の許可を有する者であること。

なお、建設業許可の有無については、一般競争入札参加資格確認申請書の受領日において、経審情報により確認を行う。

(10) 平成31年4月1日以降に、元請として、官公庁（公社および公団を含む。）が発注した1件当たりの最終契約金額が次のいずれかに該当する「塗装工事」を申請日時点で完成した実績がある者（工事实績が共同企業体によるもの場合は、構成員としてのものを含む。ただし、この場合の契約実績は、出資比率を乗じて得た金額とする。）であること。

ア 青梅市内に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 最終契約金額1千万円以上

イ 青梅市を除く多摩地域に所在する本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 最終契約金額2千万円以上

(11) 次のいずれかに該当する技術者を専任で配置できること。

なお、いずれに該当する場合においても、本告示日の3か月以上前から雇用関係があること。

また、営業所の専任技術者を配置することはできない。

ア 監理技術者または主任技術者

イ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）および監理技術者補佐（ただし、特例監理技術者については専任を要しない。

なお、配置要件の詳細については、入札参加資格確認結果の通知時に提示する。）

3 入札参加資格確認申請

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により手続を行うこと。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を電子調達サービスにより送信すること。申請の送信期限は、令和6年5月24日（金）正午までとする。

(2) 添付書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の送信時に、次の(ア)および(イ)に掲げる書類を添付すること(様式については、青梅市ホームページからダウンロードすること)。

(ア) 工事实績調書(様式第1号)および工事实績調書に記した工事の実績を証明する書類

(イ) 配置予定技術者調書(様式第2号)(特例監理技術者、監理技術者補佐を配置する場合、各人の分提出すること)および配置する技術者の種類によって、下記のとおり書類を添付すること。

a 監理技術者の場合

(a) 監理技術者資格者証(表・裏)の写し

(b) 監理技術者講習修了証の写し

b 監理技術者補佐の場合

(a) 特例監理技術者の監理技術者資格者証(表・裏)の写し

(b) 特例監理技術者の監理技術者講習修了証の写し

(c) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し等)

c 主任技術者の場合

雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証または住民税特別徴収税額通知書の写し等)

イ アの場合において、電子調達サービスにより送信できない者は、次のとおり持参または郵送による提出を認める。

(ア) 持参の場合

令和6年5月23日(木)正午(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日および12月29日から1月3日までの期間を除く。)までに、青梅市役所4階総務部総務契約課契約係に持参するものとする。

(イ) 郵送の場合

次の提出先に簡易書留により令和6年5月23日(木)必着とする。

提出先 青梅市総務部総務契約課契約係

郵便番号 198-8701

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

(3) その他

ア 書類の作成費等については、申請者の負担とする。

イ 提出された書類等は、本契約事務および関連事務以外には使用しない。

ウ 提出された書類等は、提出期限以後の差し替えおよび訂正を認めない。ただし、配置予定技術者については、工事着手届（現場代理人・主任技術者等届）提出時点まで変更を認めるものとする（変更後の配置予定技術者については、当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者とする。）。

エ 提出された書類等は、返却しない。

4 入札参加資格確認結果の通知

一般競争入札参加資格確認結果通知書は、令和6年5月31日（金）までに電子調達サービスにより送信する。

5 入札参加資格がないとした者に対する理由の説明

入札参加資格がないとされた者は、次に掲げる方法により、市長に対して理由の説明を求めることができる。

(1) 説明を求める者は、令和6年6月7日（金）正午（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日および12月29日から1月3日までの期間を除く。）までに、青梅市役所4階総務部総務契約課契約係に書面（様式は任意）を持参すること。

(2) 入札参加資格がないとした理由については、書面により回答する。

6 設計図書等の受領

設計図書、図面等は一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後、電子調達サービスよりダウンロードすること。

なお、ダウンロードしたデータについては、市長の承諾なく複製することおよび本件入札にかかる提出書類の作成以外の目的に使用することを禁ずる。

7 工事に関する質問および回答

工事に関する質問および回答については、次に掲げる方法により電子調達サービス上で行うこと。詳細は一般競争入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」の質疑応答の欄を確認すること。

なお、電子調達サービス以外での質問は受け付けない。

(1) 提出方法

電子調達サービスの「業務メニュー」欄の「質問登録・閲覧」をクリックし、該当する業種を選択した後、該当する案件を選択して質問を登録すること。

(2) 受付期間

令和6年5月31日（金）から令和6年6月6日（木）午後3時まで

(3) 回答

回答が可能になったものから順次令和6年6月11日（火）午後4時までに電子調達サービスに登録する。

なお、入札の公平性および公正性を損なう質問については回答をしない場合がある。

8 入札保証金

入札に参加する者は、その見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札に参加する者が、保険会社との間に、青梅市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約にかかる保険証券を青梅市に提出したとき、または入札参加資格確認結果通知書で入札保証金を免除するとした者については、入札保証金の納付を免除する。

9 入札期間および開札日時

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札期間および開札日時は次のとおりとする。

(1) 入札期間

令和6年5月31日（金）から令和6年6月14日（金）正午まで

(2) 開札日時

令和6年6月14日（金）午後1時5分

10 入札方法

(1) 入札回数は、1回とする（再度入札は行わない。）。入札方法については、一般競争入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」を確認すること。

(2) 入札参加者は、電子調達サービスにおける入札書提出時に、内訳書

登録を必ず行うこととし、内訳書の金額と入札書の内容は同額とし、一括値引きはしないこと。

11 入札資格等の取消し

次のいずれかに該当するときは、入札資格等を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 入札参加資格確認後において、申請書等に虚偽の記載等をしたことが判明したとき。
- (3) 入札参加資格確認後において、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けたとき。
- (4) 入札参加資格確認後において、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けたとき。

12 入札の取消し

入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反するような行為をし、公正な入札の執行を妨げた場合は、入札を取り消す。

13 開札後の異議申立て

入札者は、開札後に青梅市の条例等（規則、規程、要綱等を含む。）、設計図書、入札要件または本告示の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14 入札の無効

- (1) 入札者が電子調達サービスにおいて入札書提出時に内訳書を登録しなかった場合および入札説明書に定める内訳書の記載事項を欠いた場合は、当該入札を無効とする。
- (2) 本告示に示した制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札および本告示に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 落札候補者の決定

- (1) 開札においては、一度保留を行い、次項に定める積算内訳書の確認を行う。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

なお、落札候補者となるべき最低の価格をもって入札した者が2者

以上あるときは、政令第167条の9の規定にもとづき、くじにより落札候補者を決定する。くじ引の方法については、電子調達サービスによる。

16 積算内訳書の提出

落札候補者は、開札日の午後4時までに、発注図書等受領に添付した工事設計書の項目ごとに見積もった詳細の積算内訳書を次のいずれかの方法により提出すること。

なお、いずれの場合においても、積算内訳書には工事名、商号または名称および代表者名を記載し、代表者印を押すこと。

また、積算内訳書の金額と入札書のコピー金額は同額とし、一括値引きはしないこと。

(1) 青梅市役所4階総務部総務契約課契約係へ直接提出する方法

(2) 電子調達サービスにおける入札書提出時に添付ファイルとして添付する方法

17 落札者の決定

落札候補者が前項により提出した積算内訳書の記載内容を確認した後、落札者として決定する。ただし、落札候補者が指定時刻までに積算内訳書を提出しなかった場合は、その者が行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者の次に最低の価格をもって入札した他の者を落札候補者として積算内訳書を提出させ、その内容を確認するものとし、以後落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。

18 契約の締結

落札決定後に契約を締結するものとする。契約書案については、本告示の日に青梅市ホームページに掲載する。

19 契約保証金

契約者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約者が保険会社との間に、青梅市を被保険者とする公共工事履行保証保険契約（契約保証金の金額以上）を締結し、その保険証券を青梅市に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金

の納付に代えることができる担保とし、その場合における担保の価値は、その保証する金額とする。

20 前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、契約金額の10分の4を超えない額を支払う。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとし、1億円を限度とする。

21 中間前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、市長の認定を受け、かつ、前払金を支払った場合に限り、契約金額の10分の2を超えない額を支払う。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとし、5千万円を限度とする。

なお、部分払を行う場合は請求することができない。

22 その他

(1) 入札の辞退、入札の無効、入札の取りやめその他本告示に定めのない事項については、青梅市競争入札参加者心得（電子入札用）（平成21年1月1日実施。以下「心得」という。）に定めるところによる。

なお、心得の内容と本告示の内容に相違があった場合または本告示のみに規定してある場合は、本告示の内容を優先する。

(2) 入札参加資格審査の受付終了後、入札参加資格者が1者以下の場合には当該入札を中止することがある。

(3) 本告示にかかる工事の入札経過書については青梅市ホームページおよび青梅市総務部総務契約課窓口において公表するものとする。

(4) 提出書類は、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづく情報公開の対象となる。